

**秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会**  
**第4回 子ども・子育て部会 要旨**

日時：平成26年7月23日(水)13:30-16:00

場所：秋田地方総合庁舎 605 会議室

**【出席者】**

**(審議会委員)**

秋山肇、渡部基、金子賢男、釜田一、田岡清、高田知恵子、寺田恵美子、成田多恵子、鈴木尚子、  
武田正廣、渡辺丈夫、山崎純、佐藤リサ子、小玉由紀

**(県)**

佐藤健康福祉部次長、信田子育て支援課長、渡辺幼保推進課長

1 開会

2 健康福祉部次長あいさつ

3 議題

事務局より次の議題について説明した。

- (1) 「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の骨格について
- (2) 教育保育の提供体制について

4 委員等発言要旨

**(武田委員)**

- P12の量の見込みについて、3号認定の0歳児の人数はどのように算出したのか。H25に生まれた数がH26に反映されているのか。将来的に、0歳児の見込みが増加しているか、誰を対象としたアンケートなのか。H26の調査対象と同じ保護者に対して将来の希望を確認したということか。
- 調査時点で0歳児を抱える家庭が調査対象である。ニーズ調査を元に行っているため、量の見込みにおいて新たに調査したものではなく、全て推計の数字である。H26実績は現在の実際の数字だが、量の見込みのH29、H31に関しては、H26の数字に人口推計などの分析・補正等を行って算出した推計の数字である。

**(武田委員)**

- P6に現計画があり、施策2-2に保育サービス、施策6-1に幼保一体とあるが、この中に幼稚園は含まれているのか。
- このH22-H26の計画では、施策6-1の幼保一体の中に幼稚園が含まれていることになる。次の計画では、施策1-1に教育・保育・子育て支援の計画的な提供とあるので、全てここに含まれる。

#### (釜田委員)

- 子育てとなると、どうしても保育所・幼稚園が話題となる。放課後児童クラブなど、放課後の児童の生活も心配である。今後の施策の中ある児童相談体制の強化とは、児童相談所のことを指していると思うが、市町村においても相談体制の充実は必要になってくる。もし取り組めるのであれば、そのへんも強化してもらいたい。
- 市町村との関わりについては、子ども・子育て支援法の項目の中に、市町村と県の連携の強化ということで謳われている。そのため、今まで以上にネットワークの強化に努めなければならないと感じている。

#### (釜田委員)

- 児童相談所だけは24時間体制だと思うが、様々な労働状況があり、労働時間も人によって様々な中で、市町村だと時間帯で区切ってしまうので、柔軟に対応してもらいたい。
- 児童相談体制については、市町村と県の連携に努めていく。

#### (武田委員)

- P12の量の見込みについて、0歳児は12歳児の半分となっている。保育所は学齢で入れるが、対象人口がもっと多くなることはないのか。このままの数字でよいのか。
- この数字は25市町村から報告を受けた実際の数字となる。

#### (武田委員)

- 量の見込みを出すときは0歳児が二年分になる。当年度と、次年度1歳になっていなければ学齢で0歳である。そのため、対象人数が多くなるが、このままの数字で良いのか。
- この数字は国から示されている算出方式で出している。年齢も国が示したもので区分けしている。まだ細かくは決まってないこともあり、これからより詳しい数字となっていく予定である。

#### (武田委員)

- H26実績も同じく補正されているものなのか。
- H26の数字は、さらに細分化できるが、項目ごとで合算している。

#### (高田部会長)

- H26の数字は、H25に調査した数字をそのまま使用しているということか。
- この表のH26実績は、幼保推進課で毎年保育所は4月1日、幼稚園は5月1日時点での子どもの数、入園児の数を調査したものである。表は、その数字を元に子育て支援課で加工したデータある。そのため、市町村のニーズ調査とは全く別個のものである。0歳児の数はその時点での0歳児の数であり、生まれてまだ1ヶ月かもしれないし、11ヶ月かもしれない可能性がある。

#### (高田委員長)

- 今後は数字の根拠や解説を分かり易くしてもらいたい。

## 議題（２）教育・保育の提供体制について

事務局から資料のとおり説明

### （田岡委員）

- この条例はどのような流れで制定されるのか。
- 9月議会に諮る予定で、現在7月4日から8月4日までパブリックコメントを行っている。この部会で説明し、明後日の幼保連携型認定こども園審議会でも説明する予定である。その後パブリックコメントの結果、その他諸々を合わせて検討し、9月議会に諮る流れとなっている。

### （田岡委員）

- 現在の認定こども園の条例との関係はどのようになっているのか。
- 4類型のうち、幼保連携型が抜けて新たな認可施設となる。そのため、新たに基準を条例で定めることとするように法律の改正が行われた。残りの3類型については、法律上特段の改正がなかったため、現行通りの認定施設となる。ただし、認定こども園の基準を定めている国の告示が改正される予定となっている。告示が改正されると、県の現行の認定こども園条例も改正する必要がある。国の正式な告示が出た後に、検討を加えて12月議会に諮りたいと考えている。幼保連携型の基準条例と、それ以外の認定こども園の認定要件を定める条例とで2本の条例ができることとなる。

### （田岡委員）

- どの部会で審議、若しくは意見を求めることとなるのか。
- どちらの条例も、新制度の絡みがあるので今回の子ども・子育て部会に説明する必要がある。幼保連携型の条例に関しては、幼保連携型認定こども園について審議する専門の審議会があるので、そこで詳しく説明し、意見を求めることとなる。

### （田岡委員）

- 現在の認定こども園の条例に関してはどうか。
- 現在の認定こども園の条例に関しては、審議会に諮るという規定が存在しないが、パブリックコメントは行い、関係する部会や審議会から意見を聴くべきと考えているので、幼保連携型以外の認定こども園の条例を改正する際には、一番関係のあるこの部会から意見を聴きたいと考えている。

### （武田委員）

- 現在ある認定こども園はみなし認定となるが、その後認定こども園ではなくて元の保育所と幼稚園に戻ることも可能と聞いているが、可能なのか。
- 可能ではあると思う。その場合は、認定こども園を廃止し、新たに保育所と幼稚園の認可を受ける必要があると思われる。

**(武田委員)**

- 実際のところ、不安がある場合はみなしを返上して様子を見るしか方法がないということか。
- 国から詳しい情報がなく確かなことは言えないので、この場で発言することは差し控えたい。

**(金子委員)**

- 今朝の読売新聞に関連する記事が載っていた。認定こども園返上の動きということで、施設の規模が大きくなるほど補助金額が少なくなるという内容である。県として、このような動きに対してどのような見解を持っているか。
- 県としては、認定こども園の拡充を目指している。国は、子どもの数が増えれば数のメリットが働くことを踏まえて、規模が大きくなると単価が下がるという考えをとっているようである。こればかりは国の判断になるので、様子を見たいと考えている。

**(渡辺委員)**

- 官報の職員の項目の中に、副園長があるのに園長がないのはなぜか。資格要件などはっきりさせた方が良いのではないか。
- 園長については、改正後の認定こども園法第 14 条に定められている。法律で定めているため、条例では特段触れないということである。

**(渡辺委員)**

- 掲示について、県が認定こども園を推進しているのであれば、施設に看板を掲げてもらった方が認定こども園の普及・推進になるのではないか。
- 現状では全ての施設が自主的に看板を掲げており、条例に定めなくとも支障はないと考えている。そして、看板を掲げていないだけで認定取消では、あまりに重い基準となる。

**(渡辺委員)**

- 気持ちは分かるが、秋田市は条例で定めている。市は市だということだろうが、整合性がとれず違和感を感じる。

**(田岡委員)**

- 認定こども園の推進にこれからも取り組んで行くということだったが、そのための政策的な誘導はあるのか。新聞記事の内容のように、返上の動きもあるようだが。
- 県として、予算措置上の政策誘導は今のところ想定はしていない。ただ、認定こども園の質の高さは HP などでも PR していくつもりである。

**(田岡委員)**

- 現在の保育所・幼稚園は質が低いということか。
- 何かと比べて相対的に認定こども園は質が高い、としている訳ではない。認定こども園の基準を満たしているから質が高いのであり、決して他と対比しているものではない。

**(高田委員長)**

- 看板を掲げないと罰則は確かに厳しいと思うが、掲げるように勧めるのはよいのでないか。
- 基準条例として規定するということは、基準を守らなければ当然何らかのペナルティがあることになる。そう考えると厳しすぎると思われる。ただ、どの施設も自発的に掲示しているので、現状では支障がないと思う。また、こちらから認定こども園の看板を掲げてくださいますようお願いすることはできる。

**(田岡委員)**

- 資料1のPI6について、参酌基準については各県で判断ということで、いくつか条例にも規則にも規定しないものがあった。第14条第3項と第4項を条例にも規則にも規定しないことの説明をお願いします。
- 苦情への対応の一連の条文の中にある条項だが、幼保連携型認定こども園がこの条項に該当するかどうか、現在国に確認中である。

**(渡部委員)**

- 子育て支援プランについては育てていくためのいろんな支援の形があるので親世代に分かりやすく伝えること、親世代がその支援を使いやすいようにすることが求められる。

**(寺田委員)**

- 上物だけではなく中味の充実が必要。私がつとめる児童館では毎日80－90人の子どもが来館するが、うち1割の子どもには家庭に誰かがおり、残り9割は留守家庭。放課後児童クラブや教室の拡大にあたっては、大人がいるだけではなく目的やねらいがあるはずで、子どもとの関わり方が重要である。

**(鈴木委員)**

- 質の高い保育について、こども園や幼稚園の職員だけではなく、保育士全体で質を高めるよう研修を続けているところ。保育所として残るところが、質が低いのではなく教育を行っていることを発信したい。

**(成田委員)**

- 10月には来年度の園児募集が始まるので、次から分かりやすい説明をお願いします。

**(佐藤委員)**

- 幼稚園保育所だけではなく、放課後児童クラブや経済的な事情、次世代行動計画なども検討しなければならない。児童相談体制の強化のうち24時間体制は県にお願いしたい。

**(渡辺委員)**

- 制度が分からない、秋には募集が始まるが、関係者も分からない、どうするかが決まっていない。  
新制度の説明を県としてもわかりやすくできるようにしてほしい。また、幼児教育の「質が良い」意味を県としても発信してほしい

**(山崎委員)**

- 子どもたちを見て貰える親族などがない方、気軽に相談できる人がいない方が5～9%もおり、何らかの取組が必要である。その取組により「誰もが安心して家庭を築き、子どもを産み育てたいとの希望がかなう」目標が達成できると思う。その取組は利用者支援や子育て支援員、コーディネータなど人の力であり、そのような取組を実施主体となる市町村に働きかけていただきたい。

**(小玉委員)**

- 子育てには、子育て中の方々や多様な世代とつながることが必要で、そのためには繋がる場が必要である。また、子育ての家計を維持するために就業を考えたり、就業のために保育所や幼稚園の入園を検討する必要があるなど、考えるべきことは膨大である。そのための分かりやすい情報の整理が必要と思う。

**(秋山委員)**

- 計画を進めるためには質のよい教育と施設が必要だし、統計の知識も必要である。育児経験豊かな主婦等、人を活用できるような取組が大事である。

**(高田委員)**

- 相談できない方々を取り込んで健やかな子どもの成長を進めるよう取組が必要である。

終了